

○南伊勢町建設工事等入札実施要綱

平成17年10月1日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町会計規則(平成17年南伊勢町規則第55号)の規定により南伊勢町が発注する工事等において、透明性の確保及び競争性を高めるため、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札参加意欲を尊重し、かつ、施行能力を的確に把握するため入札等に必要な事項を定め、より良質な社会資本の構築に資するものとする。

(入札方法等)

第2条 入札を行う対象工事等及び入札方法は、次のとおりとする。

- (1) 対象工事等で建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事は設計金額9億円以上及び建築一式工事は設計金額が8億円以上のものについては、公募型指名競争入札とすることができる。
- (2) 対象工事等の土木一式工事で設計金額9億円未満及び建築一式工事で設計金額8億円未満の工事については、地域公募型指名競争入札とすることができる。
- (3) 前2号以外の対象工事等については、指名競争入札を原則とする。
- (4) 前3号に定める対象工事等の指定及び入札方法については、南伊勢町指名審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て行うものとする。

(一般競争入札の参加資格者等)

第3条 一般競争入札に指定した対象工事等についての参加資格者、資格審査、資格審査基準及び入札に関する取扱いは、南伊勢町会計規則に定めるもののほか、審査会の審査を経て町長が決定する。

(公募型指名競争入札の参加資格等)

第4条 公募型指名競争入札に指定した対象工事等の入札参加資格要件は、法第27条の23に定める経営事項審査の総合評点、完成工事高及び技術職員数等の条件により、審査会の審査を経て町長が決定する。

- 2 対象工事等の入札に参加しようとする者は、公募型指名競争入札参加届出書(様式第1号)により町長に届け出なければならない。
- 3 町長は、前項の届出書の提出があった者の中から入札参加者を審査会の審査を経て指名し、指名通知書(様式第2号)により通知する。この場合において、非指名者には公募型指名競争入札非指名通知書(様式第3号)により通知する。

(指名競争入札の参加資格者等)

第5条 指名競争入札についての参加資格者は、競争入札資格者名簿に登録された者の中から選定する。ただし、次の各号に該当するときは、これが解消するまで入札に参加できないものとする。なお、建設工事以外は第3号のみ対象とする。

- (1) 法第27条の23に定める経営事項審査を受けていないとき、又は有効期限を経過していない経営事項審査結果通知書の写しの提出がないとき。なお、小規模工事については対象外とする。
- (2) 別に定める南伊勢町建設工事発注標準に適合しないとき。
- (3) 会社及び代表者の全ての町税(町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。)並びに消費税及び地方消費税に未納があるとき。

(特定建設工事共同企業体)

第6条 特定建設工事共同企業体で指名する対象工事等の基準は、土木一式工事及び建築一式工事については、それぞれ設計金額が1億円以上の工事とする。ただし、水道工事、下水道工事及びその他特殊な工事はそれぞれ1億円以下でも、企業体を組むことができる。この場合において、対象工事等の指定は、審査会の審査を経て町長が決定する。

(揭示等)

第7条 町長は、一般競争入札及び公募型指名競争入札の対象工事等を指定したときは、当該工事等の概要、入札参加資格要件その他工事等の施工に必要な事項及び入札に関する事項を町長の定める揭示場に揭示するものとする。

2 特定建設工事共同企業体を指名する場合も前項の規定を適用する。

(現場説明会)

第8条 町長が必要と認めた場合は、入札執行日の10日前までに現場説明会を開催するものとする。

(内訳書の提出)

第9条 町長は、入札に際し、入札者に対し内訳書の提示を求め、提示のない者は入札に参加できないものとする。

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和

34年法律第160号) 第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示した、労務費等内訳書(様式第4号)を添付するものとする。

(工事執行の方法)

第10条 町長は、1の工事で分離分割して発注できる対象工事については、入札機会の確保の観点から分離分割発注をすることができる。

(指名停止措置)

第11条 町長は、請負工事に係る不正工事等による業者の指名停止の審査を南伊勢町建設工事等資格(指名)停止措置要領(平成22年南伊勢町告示第2号)に基づき、審査会に諮って決定するものとする。

第12条 削除

(談合情報)

第13条 談合情報があった場合は、南伊勢町建設工事等の談合情報対応マニュアルにより対応するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第14条 指名通知を受けた者は、入札執行が完了するまでは、入札辞退届(様式第5号)によりいつでも入札を辞退できるものとし、町長は、このことを理由として以後の指名等に不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、入札に必要な事項は、町長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の南勢町建設工事入札実施要綱(平成13年南勢町告示第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日告示第12号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年1月1日告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第11号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月6日告示第9号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、施行日同日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月30日告示第66号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第94号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月12日告示第76号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、令和元年10月1日以降に契約締結するものから適用する。

附 則(令和6年3月8日告示第33号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年9月1日告示第91号)

この告示は、令和8年9月1日に公布し、令和9年4月1日から施行する。